破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５５２号
北海道江別市野幌住吉町34番地の２
債務者　山之内征利
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５３号
北海道江別市野幌住吉町34番地の２
債務者　山之内秋子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６４号
北海道千歳市富士２丁目４番１号
債務者　丹野　敏彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５０号
札幌市中央区北６条西15丁目３番地７
債務者　渡部　秀明
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７６号
札幌市白石区中央２条５丁目12番５号　ドリームハイツ105号
債務者　塚野　昭憲
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４３号
札幌市白石区南郷通14丁目南１番５号　ポッシュビル南郷307号
債務者　佐藤　仁司
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８２号
札幌市清田区北野４条４丁目21番２号
債務者　工藤　芳弘
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９９号
札幌市豊平区平岸６条９丁目３番14号　第６北海マンション205号
債務者　高橋　一仁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００４号
札幌市南区真駒内緑町３丁目２番５―302号
債務者　乾　　英仁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３７号
札幌市東区北31条東８丁目１番２―103号
債務者　下川　雅美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５２号
札幌市東区北10条東14丁目１番16―401号
債務者　岩坂　　環
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７１号
札幌市白石区北郷１条１丁目２番11号
債務者　小堀　　勲
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１００号
札幌市西区二十四軒２条２丁目１番22―305号
債務者　高田かおり（旧姓島上）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１１号
札幌市東区北13条東６丁目１番５号　田中マンション５号
債務者　中田　博頼
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１５号
札幌市手稲区前田９条14丁目２番13号　レジデンストムＡ館
債務者　石澤　昌三
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２８号
札幌市北区新琴似６条１丁目５番32号　第一エールマンション２号
債務者　横井　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４２号
北海道江別市野幌代々木町12番地の17
債務者　横山かおり
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部